

京都市告示第 2 4 0 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を，次のとおり指定しました。

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
久山 巧	くやま整骨院	上京区上立売通室町西入上立売町 1 6	平成 24 年 5 月 1 日
西村 康治	西村治療院	左京区下鴨貴船町 1 0 8 - 8	平成 24 年 8 月 3 日
竹内 健	朱雀整骨院	中京区壬生東土居ノ内町 3 1 - 1 F	平成 24 年 7 月 1 日
中谷 尚志	朱雀整骨院	中京区壬生東土居ノ内町 3 1 - 1 F	平成 24 年 7 月 1 日
水中 聡史	カルディアー整骨院	南区吉祥院定成町 1 0 メビウス 1 F	平成 24 年 7 月 27 日
西尾 昇	谷村治療院附属整骨院	南区東九条上殿田町 1 5 の 2	平成 24 年 8 月 14 日
三宅 智久	西院整骨院	右京区西院平町 2 5 ライフプラザ西大路四条 1 階	平成 24 年 8 月 8 日
高村 美津子	みつこ指圧治療室	西京区大原野東境谷町 1 の 1 1 2 の 8 0 6	平成 24 年 8 月 1 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中原 信之	洛西鍼灸整骨院	西京区大枝沓掛町9 - 10	平成24年7月 19日
松永 晋也	ふしみ接骨院	伏見区風呂屋町275	平成24年8月 1日
村角 琴美	永田東洋鍼灸整骨 院	伏見区東町212 - 1 ツイン ズスクエアウエスト1F	平成24年7月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)